

土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

1 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の安全対策を進めるために、熱中症対策に掛かる経費に関して現場管理費を補正する。

2 対象工事

土木工事を対象とする（土木工事標準積算基準により設計した電気通信設備工事、機械設備工事も対象とする）。

主たる工種が屋外作業である工事を対象とするが、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は対象とすることができる。

3 適用範囲

対象工事は、令和2年7月1日以降に発注（公告）する工事とし、「土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様書」を添付する。

また、令和2年7月1日時点の既契約工事についても受発注者間協議の上適用可能とする。

なお、この要領に基づく現場管理費補正は受注者が希望した場合に行うものとする。

ただし、イメージアップ（現場環境改善）に要する費用を計上した工事で、受注者が「安全関係 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策」を選択した場合は、この要領に基づく現場管理費補正の対象外とする。

4 用語の定義

この要領における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合とする。

暑さ指数：人体と外気との熱のやりとりに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射、輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標（単位は摂氏度）

(2) 工期

契約上の着手から完成までの期間とする。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

また、変更契約手続き上、完成までを対象期間とする事が困難な場合は、受発注者協議により、別途定めた日を完成とみなすことができる。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

5 真夏日の計測、真夏日率の算出方法

真夏日の計測、真夏日率の算出については以下のとおりとする。

- (1) 真夏日の計測の対象は、令和2年7月1日以降とする。
- (2) 真夏日は下記①～③のいずれかにより計測する。
 - ①施工現場から最寄りの気象庁が公表している地上気象観測所の真夏日（気温）。
 - ②施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の真夏日（暑さ指数(WBGT)）。
 - ③夜間工事においては、作業時間帯の最高気温が30℃以上又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合。上記①～③によりがたい場合は、監督員と協議すること。
- (3) 休工期においては、(1)に該当した場合でも真夏日として計上しないものとする。
- (4) 真夏日率は以下の式により算出する。
$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$
真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

6 積算方法

真夏日率を考慮した現場管理費の補正值、積算方法は以下のとおりとする。

- (1) 現場管理費の補正值は、算出した真夏日率を用い、以下の式により算出する。
$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{熱中症対策補正係数}$$
熱中症対策補正係数：1.2
補正值(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
- (2) 現場管理費の積算方法は、(1)で算出した補正值を用い、以下のとおりとする。
$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理费率} \times \text{補正係数}) + \text{補正值})$$
補正係数：土木工事標準積算基準書における「地域補正の補正係数」をさす
補正值は土木工事標準積算基準書における「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。
なお、補正は変更契約において行うものとする。

7 実施の流れ

この要領に基づく現場管理費補正は以下のとおり実施するものとする。

- (1) 発注者（監督員）は、工事契約締結後（既契約工事においてはこの要領施行後）、すみやかに受注者に対しこの要領の対象工事であることを説明する。
- (2) 受注者は、この要領に基づき熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、「指示、承諾、協議、提出、報告書」により発注者に協議し、承諾を得る。
- (3) 受注者は、施工計画書に工期期間中における真夏日の計測方法を記載する。
- (4) 受注者は、「5 真夏日の計測、真夏日率の算出方法」に基づき発注者に真夏日率を報告する。
なお、報告においては、下記の資料を提出する。
 - ・真夏日率算出表（様式1）
 - ・工期期間中の真夏日と真夏日に作業を行った日が確認できる資料（気象庁及び環境省が公表している資料等）
 - ・真夏日における熱中症対策の実施内容がわかる資料（実施内容を記した写真等）
- (5) 発注者は、(4)により受注者から提出された資料を確認し、「6 積算方法」に基づき設計変更を行う。